



外国人就労者(※)と地域住民との交流を促進するために  
事業者が行う生活環境の改善や多文化共生の推進などの事業に奨励金を交付します。

※ **外国人就労者** は技能実習、特定技能、技術・人文知識・国際業務などの出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表に掲げる在留資格を持つ外国人就労者を指します。

### ● 対象事業者

以下のすべての要件を満たす者

- ✓ 市内に事務所または事業所がある
- ✓ 外国就労者を現に雇用し、今後も継続して雇用する予定があるまたは年度内に外国人就労者を雇う具体的な計画がある
- ✓ 年度末日に市内在住の外国人就労者を雇用している
- ✓ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員、同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者でない
- ✓ 過去3年度に市税の滞納がない

### ● 対象事業

#### ① 生活環境整備事業

地域の清掃活動など外国人就労者の居住地域の環境を整備するために取り組む事業

【例】 地域住民と行う清掃活動、草刈り作業、花壇整備、植林活動 など

#### ② 地域社会共生推進事業

多様な文化の理解を促進する機会の創出や地域住民との交流等、共生社会を推進するために取り組む事業

【例】 地域住民と行う文化体験、伝統行事体験、地域行事 など

### ● 奨励金の額

1月あたり **5,000円**

※ 1事業者につき同一年度に12か月分を上限

### ● 申請方法



※ 事業実施前の事業認定申請が必要です

### ● 問い合わせ先

一関市役所商工労働部  
商政・労政課

〒021-8501 一関市竹山町7番2号  
Tel : 0191-21-8461 Fax : 0191-31-3037  
mail : rodoseisaku@city.ichinoseki.iwate.jp